

## 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改 正 前	改 正 後
114	第2編第2章 土木工事材料 第3節 骨材	追 加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     熔融スラグに関するJIS規格を追加する。                 </div> <p><b>2-3-5 アスファルト用熔融スラグ骨材</b></p> <p>1. <u>加熱アスファルト混合物に用いる熔融スラグ骨材の品質は、JIS A 5032 (一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ) の規格に適合するものとする。</u></p> <p>2. <u>熔融スラグの利用については、「熔融スラグ使用基準 (福島県土木部)」による。</u></p>
115	第2編第2章 土木工事材料 第3節 骨材	2-3-5 フィラー  ～ 略 ～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     熔融スラグに関する 2-3-5 の追加による番号の繰り下がり。                 </div> <p><b>2-3-6 フィラー</b></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>
116	第2編第2章 土木工事材料 第3節 骨材	2-3-6 安定材  ～ 略 ～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     熔融スラグに関する 2-3-5 の追加による番号の繰り下がり。                 </div> <p><b>2-3-7 安定材</b></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>

# 共通仕様書 土木工事編 I・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
127	第2編第2章 土木工事材料 第7節 セメントコンクリート 製品 2-7-2 セメント コンクリート製品	<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p>JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則)</p> <p>JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品－検査方法通則)</p> <p>JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)</p> <p>JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)</p> <p>JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)</p> <p>JIS A 5406 (建築用コンクリートブロックふた)</p> <p>JIS A 5506 (下水用マンホールふた)</p> <p>2. JIS規格又は、認定規格の決定されていないセメントコンクリート製品は設計図書に適合したものでなければならない。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                         コンクリート二次製品に使用する細骨材に溶融スラグを追加する。                     </div> <p>JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p>JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則)</p> <p>JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品－検査方法通則)</p> <p>JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)</p> <p>JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)</p> <p>JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)</p> <p>JIS A 5406 (建築用コンクリートブロックふた)</p> <p>JIS A 5506 (下水用マンホールふた)</p> <p><u>JIS A 5031 (一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)</u></p> <p>2. JIS規格又は、認定規格の決定されていないセメントコンクリート製品は設計図書に適合したものでなければならない。</p> <p>3. <u>溶融スラグの利用については、「溶融スラグ使用基準(福島県土木部)」による。</u></p>
215	第3編第1章 一般施工 第6節 一般 舗装工 1-6-2アスファルト 舗装の材料	<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>21. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものである。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                         アスファルト舗装に使用する細骨材に溶融スラグを追加する。                     </div> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>21. アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、<u>溶融スラグ</u>またはそれらを混合したものである。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>